

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者が尊厳をもって安心して暮らせる社会にするために
地域ぐるみで高齢者や介護する家族を支えていきましょう。

高齢者虐待とは？

65歳以上の高齢者に対して養護者(高齢者を養護する家族、親族、同居人など)や施設従事者等(介護サービス事業所や介護保険施設・老人福祉施設の職員等)による次のような行為を高齢者虐待といいます。



☆様々な形態の虐待があります☆

身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。又は、外部と接触させないような行為。

例

- 叩く・つねる・蹴る・首を絞める
- 冬に戸外に締め出す
- ベッドに縛り付ける 等



心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為。

例

- 怒鳴る・ののしる
- 侮辱する言葉を浴びせる
- 子ども扱いする
- 意図的に無視する 等



性的虐待

性的暴力等で心身を傷つけること。

例

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 性交、性器への接触
- 性的行為を強要する 等



経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。

例

- 日常的に必要な金銭を渡さない(使わせない)
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- 年金や預貯金を勝手に使ってしまう



介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話を行っている家族が、介護や世話を放棄するような行為。

例

- 食事を与えない
- オムツを交換しない
- 室内の掃除をしない
- 必要な介護サービスを理由もなく利用させない 等



この他にも、「セルフ・ネグレクト」(自ら自分の生命、健康、生活を損なったまま放置している状態)の高齢者も多く、他の虐待同様に周囲の支援が望めます。

**複数の種類の虐待が
同時に発生している
場合もあります**

養介護施設従事者等による高齢者虐待

身体拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当します。

高齢者福祉施設等においては、「緊急やむを得ない場合」を除いて、以下のような身体拘束が禁止されています。

身体拘束の具体例

- 徘徊しないよう、車椅子やベッドにヒモ等でしばる。
- 自分で降りられないよう、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。など

高齢者虐待の兆し

虐待を受けている高齢者は、家族をかばうため意思表示をしない場合や、認知症などで意思表示ができない場合があります。身近にいる方々が高齢者虐待の兆しを理解し、早期に気づいてあげることで深刻化を防ぐことができます。

～あてはまるものにチェックを入れて見ましょう～

《高齢者からの兆し》

説明のつかないケガや傷がある	
いつも空腹を訴える	
栄養失調、脱水症状がみられる	
いつも汚れた衣服を着ている	
無力感、あきらめ、投げやりな様子になる	
たやすくおびえ、恐ろしがる	
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が取られたと訴える	
「家にいたくない」「けられる」等の訴えがある	
経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがる。お金がないと訴える	
家族がそばにいと、自己主張しない	
人と会おうを避ける	

《介護者(養介護施設従事者を含む)からの兆し》

高齢者を無視した態度が多い	
高齢者に対して投げやりで攻撃的な態度が見られる	
高齢者や介護に対する不平・不満が多い	
高齢者に面会させない	
呼び出しボタンを使いにくい場所に置く	
利用者から預かっている預貯金の搾取	

《地域からの兆し》

自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物を投げる音が聞こえる	
介護者が家を何日も留守にする	

虐待を受けている高齢者を見かけたり、おかしいのでは・・・と感じたら

◆お住まいの地区のあんしん相談センター

根上地区 能美市根上あんしん相談センター TEL 0761-55-5626

FAX 0761-55-5627

寺井地区 能美市寺井あんしん相談センター TEL 0761-58-6117

FAX 0761-58-6733

辰口地区 能美市辰口あんしん相談センター TEL 0761-51-7771

FAX 0761-51-7783

◆市いきいき共生課

TEL 0761-58-2233

◆市保険年金課

TEL 0761-58-2236

能美市ホームページにも
相談・連絡窓口がございます。
ご確認ください。↓



まで ご相談・ご連絡下さい

＝ 高齢者の権利擁護のために ＝

高齢者虐待の被害や、財産上の不当取引による被害を受けやすい認知症など判断能力が不十分な方の権利を守るために、次のような制度があります。



成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産の管理や、介護などのサービス利用・施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議をする必要があっても、自分でこれらのことをすることが難しく、また、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の種類

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ高齢者本人が任意後見人を選ぶ「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には判断能力の程度など本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。

○法定後見制度

種 類	対 象	後見人等ができること
後 見	住所・年齢・親族の顔などが分からず、財産管理ができない方	財産管理についての全般的な代理権・取消権
保 佐	住所・氏名等はわかるが、複雑な計算や合理的な判断ができない方	借金や相続の承認・放棄などの特定の行為の同意権・取消権申立てを行った事項の代理権など
補 助	日常生活に重大な問題はないが契約内容等の理解が不十分な方	申立てを行った事項の同意権・取消権・代理権

※日常生活に関する行為（日用品の購入など）や介護、医療行為の同意などはできません

○任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備え、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておくものです。

「ご存知ですか 成年後見制度 成年後見登記」（法務局民事局発行）を参考に作成

福祉サービス利用援助事業

社会福祉協議会が、自ら福祉サービスを利用することや、日常の金銭管理などを行うことが難しい状態にある高齢者等と利用契約を結んで、以下のような福祉サービスを行うものです。

日常的なお金の管理のお手伝い 預貯金の出し入れ、生活費の支払い、 年金の受け取りなど	日常生活に必要な手続きのお手伝い 住民票の届出や 印鑑登録などの行政手続き
大切な書類などのお預かり 通帳、年金証書、 契約書、実印などの保管	福祉サービス利用のお手伝い 福祉サービスについての情報提供・助言や 利用のための必要な手続きの援助など

高齢者虐待を防止するには、以下のようなことが重要です

高齢者虐待についての理解を深める

高齢者虐待の背景には、認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、様々な要因があります。高齢者虐待について正しく理解することが、高齢者虐待を防止する第一歩です。



高齢者とその家族を「孤立させない」

日常生活でのあいさつや声かけが地域からの孤立を防ぎます。虐待を身近な問題ととらえて、高齢者とその家族を地域全体で支えていくことが大切です。



虐待を受けている高齢者を見かけたら・・・

高齢者虐待を受けた高齢者の保護や養護者(家族)の支援については、市町村が責任主体と位置づけています。虐待を受けている高齢者を見かけたり、おかしいのでは・・と感じたら、「虐待の通報」と構えずに「気になる高齢者の相談」として通報・相談して下さい。



各種相談窓口 ～ご連絡を頂いた方のお名前が周囲に漏れることはありません。安心してご相談下さい。～

■ 高齢者虐待の通報・相談窓口

相談機関		住 所	連 絡 先
各 あ ん し ん 相 談 セ ン タ ー	能美市根上あんしん相談センター	能美市大浜町ノ35番地1 (老人福祉センター白寿会館1階)	TEL : 0761-55-5626 FAX : 0761-55-5627
	能美市寺井あんしん相談センター	能美市寺井町た8番地1 (ふれあいプラザ2階)	TEL : 0761-58-6117 FAX : 0761-58-6733
	能美市辰口あんしん相談センター	能美市緑が丘11丁目49番地1 (G-Hills 内)	TEL : 0761-51-7771 FAX : 0761-51-7783
いきいき共生課		能美市来丸町1110番地	TEL : 0761-58-2233 FAX : 0761-58-2292
保険年金課		能美市来丸町1110番地	TEL : 0761-58-2236 FAX : 0761-58-2293

■ 高齢者虐待は認知症が原因となることがあります (認知症についてはかかりつけ医もしくは下記の相談窓口にご相談ください)

相談機関	相談時間	連 絡 先
お住まいの地区のあんしん相談センター	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (年末年始・祝日除く)	上記「高齢者虐待の通報・相談窓口」参照
南加賀認知症疾患医療センター (加賀こころの病院)	月曜日～金曜日 8:30～17:00	TEL : 0761-72-7031
高齢者こころの相談 (要予約) (お住まいの地区のあんしん相談センター)	毎月1回 (詳細は市広報をご覧ください)	上記「高齢者虐待の通報・相談窓口」参照

■ 各種相談窓口

相談機関	相談時間	連 絡 先
若年性認知症の電話無料相談 (認知症介護研究・研修大府センター)	月曜日～土曜日 10:00～19:00 (年末年始・祝日除く)	TEL : 0800-100-2707
成年後見制度 福祉サービス利用援助事業 (くらしサポートセンターのみ(能美市社会福祉協議会内))	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (年末年始・祝日除く)	TEL : 0761-58-6603 FAX : 0761-58-6733